

件名	亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>平成28年8月8日の人事院勧告に鑑み、「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第95号）により「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 育児休業又は介護休業に係る子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等を加えます。 <第8条の2関係></p> <p>(2) これまで連続する6月までとしていた介護休暇の期間を、3回まで分割して請求できることとします。 <第9条及び第16条関係></p> <p>(3) 要介護者を介護するため、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことを承認できる介護時間制度を新たに設け、介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間について、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給することとします。 <第12条、新第16条の2及び第17条関係></p> <p>特別養子縁組の監護期間中の子とは、民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であって、当該職員が現に監護するものを指します。</p> <p>養子縁組里親に委託されている子とは、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）による改正後の児童福祉法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（養子縁組によって養親となることを希望する者のうち、養子縁組里親名簿に登録されたもの）である職員に委託されている児童を指します。</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 施行日は、平成29年4月1日とします。</p> <p>(2) 施行日において介護休暇の初日から起算して6月を経過していない者についても、施行日後にその残余の期間を分割して取得できることとする経過措置を設けます。</p>		

亀山市条例第6号

亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年亀山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「その子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、「第3項」を「以下この条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 任命権者は、第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。

第9条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者を」を「要介護者を」に改め、「除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」の次に「とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」を加え、「日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」を「要介護者」に改め、「当該要介護

者を介護する」と、」の次に「第1項中」を加え、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」」を「第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」」に改める。

第12条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第16条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「支障があるもの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「するため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条第3項中「同条例」を「給与条例」に、「勤務時間」を「勤務」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第38条に規定する勤務

1 時間当たりの給与額を減額する。

第17条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。